

ISMS審査員評価登録の新スキーム

(財)日本規格協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)
本間 秀明

ISMS新スキーム制定までの経緯

- 2001年4月：日本情報処理開発協会（JIPDEC）がISMS認証基準（Ver.1.0）を元にISMS適合性評価のパイロット開始
- 2002年4月：JIPDECがISMS適合性評価の本格運用開始
- 2002年5月：JIPDECがISMS審査員評価登録受付開始
- 2003年4月：JIPDECがISMS認証基準（Ver.2.0）発行
- 2004年3月：（JIS Q 17024発行）
- 2006年5月：JIS Q 27001発行
- 2007年4月：JIPDECからJRCAへ審査員評価登録業務を事業移管
- 2009年：ISO17024に基づく評価登録制度開始予定

参考情報：ISMS審査員登録数（2009年3月現在）

審査員区分	人数変更	比率
主任審査員	344人	7.5%
審査員	292人	6.4%
審査員補	3925人	86.1%
合計	4561人	100%

本日本話すること

本日本はJIS Q 17024「要員の認証を実施する機関に対する一般要求基準」の発行に伴う登録基準の変更について、以下の項目について説明させていただきます。

1. 新資格基準概要

- 1-1 新制度での評価対象
- 1-2 新制度での審査員資格の名称
- 1-3 新スキームの基準類

2. 新規申請

- 2-1 審査員補(コンピテンズ)の資格基準
- 2-2 主な改定内容

3. 格上申請

- 3-1 審査員(コンピテンズ)への格上基準
- 3-2 主任審査員(コンピテンズ)への格上基準
- 3-3 有効な審査実績
- 3-4 審査員資格の定義
- 3-5 審査実績の計算

4. 維持・更新

- 4-1 資格維持・更新手続き(審査員補)
- 4-2 継続的評価項目(審査員補)
- 4-3 資格維持・更新手続き(審査員、主任審査員)
- 4-4 継続的専門能力開発(CPD)
- 4-5 継続的専門能力開発(CPD)報告事項
- 4-6 ISMSリフレッシュ研修コース

5. 移行申請

- 5-1 新基準への移行(移行期間、移行時期)
- 5-2 新基準への移行要件
- 5-3 移行後の有効期限、研修コースの取り扱い
- 5-4 新基準移行後の資格
- 5-5 新基準への移行中の処置、移行費用
- 5-6 移行期間中の格上げ

1-1 新制度での評価対象

JIS Q 17024:2004

「適合性評価－要員の認証を実施する機関に対する一般要求基準」の制定
(力量を試験しなければならない)

JIS Q 19011の7.2項、7.3項

- ・個人的特質
 - ・同行した審査員の評価、所属機関の評価
- ・知識
 - ・継続的専門能力開発 (CPD)
- ・技能
 - ・審査実績

追加分

JIS Q 19011の7.4項

- ・教育
 - ・学歴(初回申請)、教育実績(登録後)
- ・業務経験
 - ・経歴書(初回申請)
- ・監査員訓練
 - ・研修コース(初回申請)
- ・監査経験
 - ・審査回数(登録後)

現行

審査員の質の向上

1-2 新制度の審査員資格の名称

資格評価から力量評価の追加に伴い審査員名称を変更する。

- ISMS 審査員補(コンピ[○]テンス)
- ISMS 審査員(コンピ[○]テンス)
- ISMS 主任審査員(コンピ[○]テンス)

1-3 新スキームの基準類

- JRCA A I110 :
情報セキュリティマネジメントシステム審査員(コンピテンス)の
資格基準
- JRCA A I210 :
情報セキュリティマネジメントシステム審査員(コンピテンス)の
評価登録手順
- JRCA A I310 :
情報セキュリティマネジメントシステム審査員(コンピテンス)
登録申請等各種手続きの手引き

上記文書は新スキームによる受付開始に向けて、内容の見直し変更の可能性があります。

最新版は当センターのホームページでご確認ください。

2-1 審査員補(コンピテンス)の資格基準

審査員補(コンピテンス)への登録要件

	旧基準	新基準
学歴	高等学校卒業以上	同左
実務経験	情報技術分野の経験4年	同左
	情報セキュリティ分野の経験2年	同左
審査技術	JRCA承認の研修コースの修了	同左
	研修中に実施する筆記試験	JRCAが作成した筆記試験の合格
個人的特質	所属組織の推薦	JRCA登録のISMS審査員(コンピテンス)の推薦、又は所属組織の推薦(契約先責任者でも可)
倫理	—	審査員倫理綱領遵守の誓約

2-2 主な改定内容(審査員補への初回登録)

- JRCA承認研修コース
研修内容に力量の評価を取り入れる。
 - ・継続的评价→個人的特質
 - ・実技評価→審査技術の評価
- JRCAが実施する力量試験の合格
JRCAが作成した筆記式の力量試験
- 個人的特質の保証
情報セキュリティマネジメントシステム審査員(コンピテンス)による保証
(雇用者からの推薦でも可)
- 審査員倫理綱領遵守の誓約
- 業務経験分野の評価・登録の廃止

3-1 審査員(コンピテンス)への格上基準

主な改定内容(審査員)

	旧基準	新基準
オブザーバー経験	なし	メンバー経験の前に必ず 1回以上オブザーバー参加
審査実績	3年以内に4回以上	3年以内に異なるISMSを 4回以上
	20日間以上	日数の制限は設けない
審査能力の確認	2名の主任審査員の 推薦	同行した2名のJRCA登録ISMS主任審査員の推 薦

旧基準あるいは新基準の格上げ条件を満たせば格上げ登録が可能である。

いずれの基準においても審査実績については旧基準で実施した審査実績のみ、または新基準の審査実績のみを認める。

3-2 主任審査員(コンピテンス)への格上基準

主な改定内容(主任審査員)

	旧基準	新基準
メンバー審査実績	3年以内に4回20日間の審査実績	ISMS審査員(コンピテンス)としてメンバーの実績が3回以上あること。
リーダー審査実績	内2年以内に3回15日間以上のリーダー実績	<u>2年以内に異なるISMSを3回以上</u> 日数の制限は設けない
リーダー能力習得の確認	2名の主任審査員の推薦	<u>同行した</u> 2名のJRCA登録ISMS主任審査員の推薦

旧基準あるいは新基準の格上げ条件を満たせば格上げ登録が可能である。

いずれの基準においても審査実績については旧基準で実施した審査実績のみ、または新基準の審査実績のみを認める。

3-3 有効な審査実績

- 適用規格：JIS Q27001(ISO 27001)
- JIS Q19011 第6 項を網羅した審査
- 審査チームにはISMS主任審査員(コンピテンス)が1名以上参加していること。
- 第一者審査(内部監査)、二者審査の場合はJIS Q 27001の規格本文と管理策のすべてを監査対象とすること。
- 現地審査活動が**実働7 時間**以上(旧基準では6時間)
- 旧基準で認めていた情報セキュリティ監査は審査実績として該当しない。

3-4 審査員資格の定義

- 審査員補：審査チームの補助
審査の補助者としてJRCA登録のISMS主任審査員(コンピテンス)の同行、同席の下で審査の実務を行うことができる。
- 審査員：単独で審査ができる力量を有する
審査員は、JRCA登録のISMS主任審査員(コンピテンス)が審査チームに参加していて、指導及び助言が与えられる状況にあれば、審査チームリーダーを担当することができる。
- 主任審査員：審査の全てをマネジメントする力量を有する
審査のチームリーダーとして審査を計画し、審査過程全般を統括し、自らの責任において審査報告書を作成・提出する。

3-5 審査実績の計算

- 審査チームリーダーは初回審査の第1段階、第2段階審査の両方を担当した場合1回
- 審査チームメンバーは初回審査の第2段階審査だけを担当すれば1回・・・(新基準)
- サーベイランス審査は1回・・・(旧基準では2回の参加で1回のカウント)
- 更新審査は1回・・・(旧基準と同じ)

4-1 資格維持・更新手続(審査員補)

	旧基準	新基準
維持	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・年間維持料 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・継続的評価:以下の①～③のいずれか一つ <ul style="list-style-type: none"> ①教育実績5時間以上 ②審査実績1件 ③CPD(5時間)以上 ・年間維持料
更新	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・教育実績20時間 ・所属組織の推薦書 ・申請料 ・登録料 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・継続的評価:以下の①～③のいずれか一つ <ul style="list-style-type: none"> ①教育実績5時間以上 ②審査実績1件 ③CPD(5時間)以上 ・所属組織からの個人的特質に関する推薦書 ・申請料 ・登録料

CPD(Continual Professional Development)

4-2 継続的評価項目(審査員補)

- 審査員補は審査を担当する立場にない場合も多いので、評価項目は審査員、主任審査員と比較して手段を幅広く認め、時間も少なく設定している。
 - ①教育実績**5時間**以上……外部研修だけでなく社内教育も該当する
 - ・情報技術分野、情報セキュリティ分野、情報セキュリティ審査技術の教育
 - ・リフレッシュ研修コースの受講も該当する。
 - ②又は有効な審査実績1件以上……一者審査(内部監査)、二者審査、三者審査
 - ③又は継続的専門能力開発(CPD)**5時間**以上

4-3 資格維持・更新手続(審査員、主任審査員)

	旧基準	新基準
維持	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・年間維持料 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・継続的専門能力開発(CPD) 15時間以上 又はリフレッシュ研修コースの修了 ・審査実績1件以上(簡易報告:資料の添付不要) 主任審査員:リーダー実績、審査員:メンバー実績 ・年間維持料
更新	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・教育実績20時間・審査実績3件以上 ・主任審査員:リーダー実績 審査員:メンバー実績 ・所属組織の推薦書 ・申請料 ・登録料 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・継続的専門能力開発(CPD) 15時間以上 又はリフレッシュ研修コースの修了 ・審査実績3年間で3件以上(異なるISMSの実績) 主任審査員:リーダー実績、審査員:メンバー実績 ・所属機関からの個人的特質に関する推薦書 ・申請料 ・登録料

4-4 継続的専門能力開発(CPD)

情報セキュリティマネジメントシステム審査員(コンピテンス)が、審査能力を維持するために実施する能力開発。

(能力開発のテーマの例示)

- ISMS規格及び他の関連する基準文書
- 情報セキュリティ技術
- リスクアセスメント、リスクマネジメント
- ISMS関連法規制、要求事項
- ISMSに関連する監査の原則
- ISMSの有効性のレビュー
- 管理策の有効性の測定
- ISMS審査技術

4-5 継続的専門能力開発(CPD)の報告事項

CPD報告用紙に以下を記述する。

- 専門能力開発の方法(以下の3つの方法がある)
 - 研修参加
 - ・研修機関名、コース名
 - 社内教育
 - ・社内研修の組織、研修名
 - 自己学習等
 - ・自己学習の方法(調査、研究、読書)
- 専門能力開発の目的・テーマ
- 専門能力開発にかけた期間(直近の一年以内)
- 専門能力開発にかけた時間(15時間以上(審査員補は5時間))
- 専門能力開発によって習得した事項(600から1000文字)

4-6 ISMSリフレッシュ研修コース

「継続的専門能力開発(CPD)」15時間の実績と同等に扱うことを認める研修コースを開設する。

- 名称: ISMSリフレッシュ研修コース
- 運営機関: JRCAが承認したISMS審査員研修機関
- 研修時間: 7時間
- 研修内容: 以下の項目のすべて又は一部の組み合わせ
 - ISMS審査技術
 - 最新の情報技術
 - 最新の情報セキュリティ関連技術
 - 関連する法令規制要求事項
 - 情報セキュリティリスクアセスメント
 - 情報セキュリティインシデント
 - 管理策の有効性のレビュー

5-1 新基準への移行(移行期間、移行時期)

- **移行期間**
移行期間は制度開始から3年とする。従って、この移行期間中は、旧制度と新制度を併存し、審査員は徐々に新制度に移行する。
＜スライド26の①参照＞
- **移行時期**
運用開始後の最初の更新期限で**更新要件を満たせば**新制度へ移行する。＜スライド26の②参照＞
但し、更新前の維持手続き時の新制度への移行も**更新要件を満たせば**認める。
＜スライド26の③参照＞

5-2 新基準への移行要件

- 新制度へ移行するための要件
 - 各審査員の新制度への移行は、
 - **旧基準の更新要件満足**が条件となる。
(新基準の更新要件を満たす必要はない)
 - 審査実績については
 - * 旧基準で実施した審査実績のみ
 - * または新基準の審査実績のみ
 - * または新・旧基準の審査実績の混在を認める。
 - ◁スライド26 ④参照▷
- 新制度への移行後は新基準に基づいた実績報告が必要となる。
◁スライド26 ⑤参照▷

5-3 移行後の有効期限、研修コースの扱い

- 移行後の資格有効期限
新制度へ移行後も有効期限(3年間)は、新制度への登録年月日を起点とする。

＜スライド`26⑥参照＞

- 旧制度における審査員研修コースの扱い
旧制度における審査員研修コース修了者も新制度における初回登録が可能である。

＜スライド`26 ⑦参照＞

但し、旧制度における審査員研修コースの有効期限は、新制度開始から**5年**とする。

＜スライド`26⑧参照＞

5-4 新基準への移行後の資格

新制度へ移行後の審査員資格は同じ
審査員資格とする。

- ・ ISMS 審査員補
→ISMS審査員補(コンピ^oテンス)
- ・ ISMS 審査員
→ISMS審査員(コンピ^oテンス)
- ・ ISMS 主任審査員
→ISMS主任審査員(コンピ^oテンス)

5-5 新基準への移行中の処置、移行費用

- 移行期間中の審査員(コンピテンス)の扱い
例1:「ISMS主任審査員(コンピテンス)の指導・・・。」
　　<移行期間中>
　　「ISMS主任審査員の指導・・・。」で可能とする。
例2:「ISMS審査員(コンピテンス)として3回の・・・」
　　<移行期間中>
　　「ISMS審査員として3回の・・・」も可能とする。
- 移行に必要な料金
旧制度登録者が、新制度へ移行を申請する際の
移行申請料及び登録料は、更新申請料、登録料と
同額とする。(負担は増えない)

5-6 移行期間中の格上げ

- 格上げ
 - (1) 移行前の格上げ
旧基準あるいは新基準の格上げ条件を満たせば格上げが可能である。
格上げ後と同時に新基準で登録される<スライド27の⑩参照>
 - (2) 移行後の格上げ
旧基準あるいは新基準の格上げ条件を満たせば格上げが可能である。
<スライド27の⑨参照>

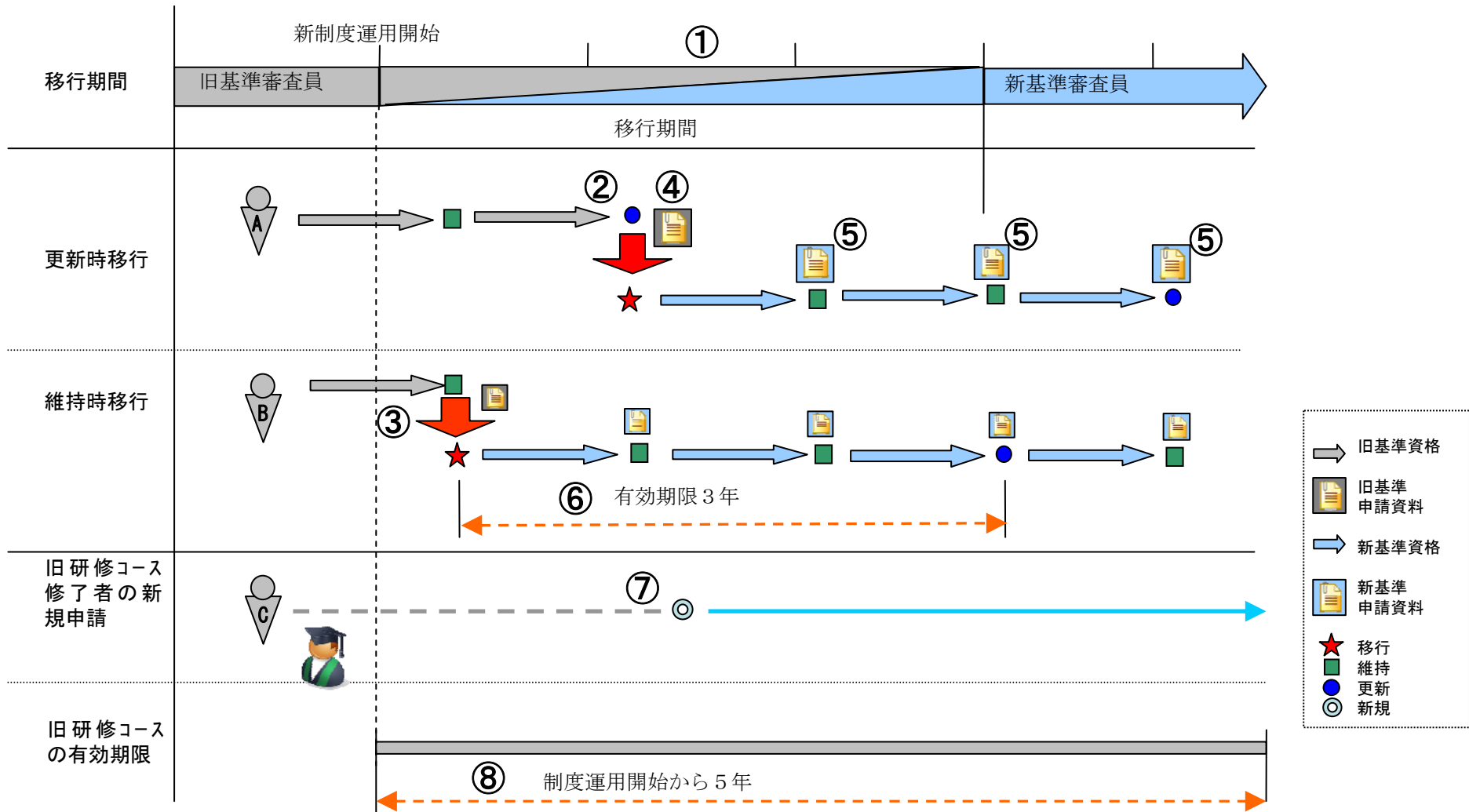
いずれの場合においても有効な審査実績として

* 1日の審査時間 6時間あるいは7時間の混在を認める。

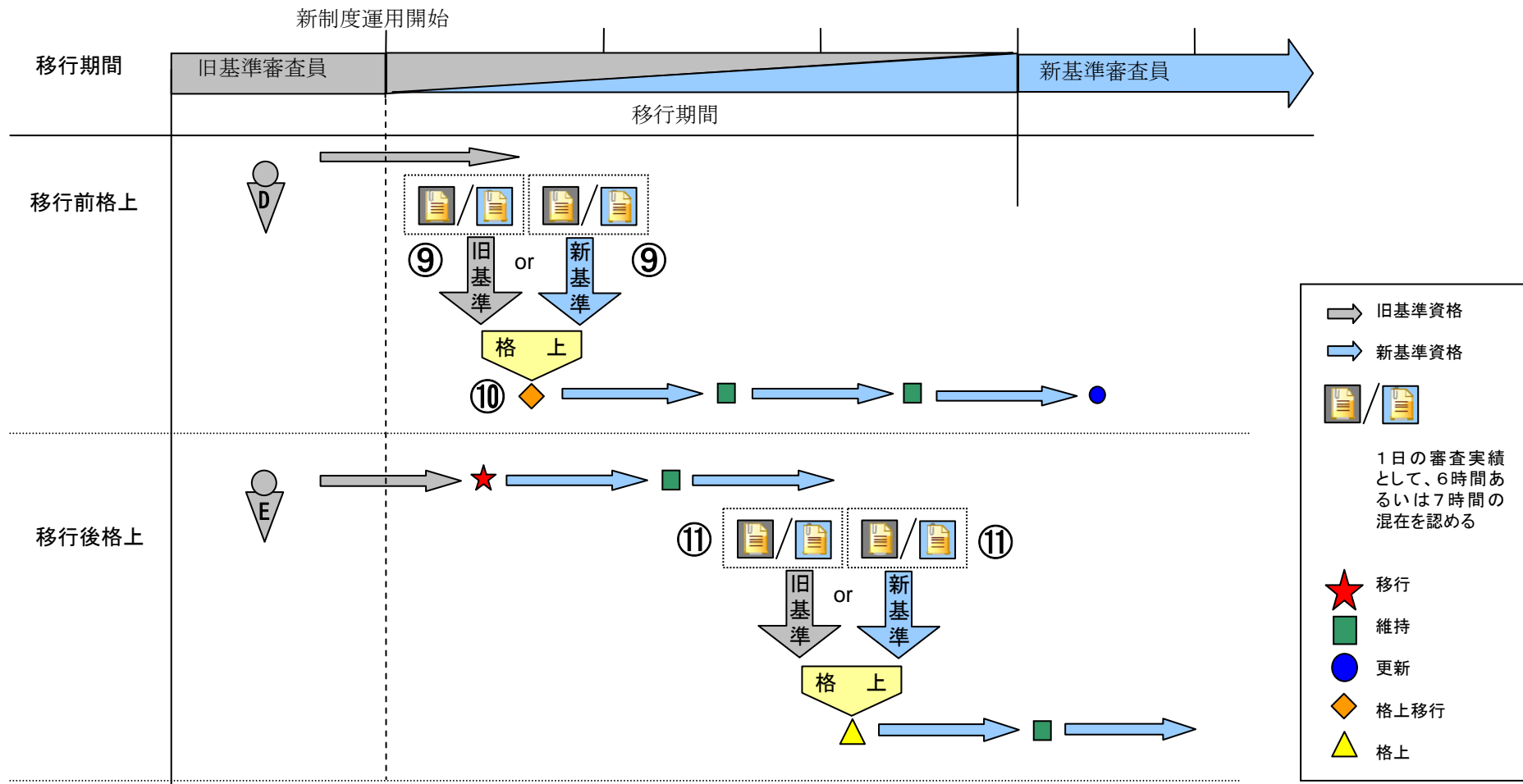
<スライド27の⑪参照>

注：旧基準の一部と新基準の一部を取り出して組み合わせることは認められない。
例えば審査員への格上げの場合、オブザーブ経験、審査実績、審査能力の確認は新旧どちらかに統一すること。

新基準への移行説明図(スライド26)



新基準への移行中の格上げ説明図(スライド27)



お問い合わせ先

ご静聴ありがとうございました。
ご不明の点は下記までお問い合わせください。

(財)日本規格協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)

電話: 03-3583-8013

FAX: 03-3583-8570

Eメール: jrca-isms@jsa.or.jp

URL: <http://www.jsa.or.jp/jrca/default.asp>